

三重とこわか国体亀山市案内所・休憩所設置要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市歓迎・接伴基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者ならびに一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）に対し、競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行う案内所および憩いの場・交流の場を提供するための休憩所の設置に関して必要な事項を定める。

2 案内所の種類

案内所は、総合案内所および受付案内所とする。

3 設置場所

総合案内所は、関係機関と協議の上、主要駅等に設置し、受付案内所および休憩所は、競技会場またはその周辺に設置する。

4 設置期間

総合案内所、受付案内所及び休憩所の設置期間は、各競技会の開催期間の中で、関係機関と協議の上、定めるものとする。

5 開催時間

総合案内所の開設時間は、午前8時30分から午後5時までの時間で、関係機関等と協議の上、定めるものとする。また、受付案内所および休憩所の開設時間は、開会行事または競技開始1時間前から競技終了または閉会行事終了後30分までとする。ただし、必要に応じて変更できるものとする。

6 業務内容

(1) 総合案内所

ア 競技会場、練習会場、競技日程等の案内に関すること。

イ 宿泊、交通、観光および物産等の案内に関すること。

(2) 受付案内所

ア 大会参加者等の案内および資料等の配布に関すること。

イ 競技会場、練習会場、競技日程等の案内に関すること。

ウ 交通、宿泊、観光および物産の案内に関すること。

エ 障がい者への対応に関すること。

- オ 遺失物・拾得物の取扱いに関する事。
- カ 問い合わせ等の対応および迷子の保護に関する事。
- キ 一般観覧者に対する案内に関する事。
- ク その他案内所に関する事。

(3) 休憩所

- ア 大会参加者等に対する各種飲食料の提供に関する事。
- イ 休憩所内のテーブルやイス、その周辺の整理整頓および衛生的な管理に関する事。

7 関係機関・団体等との連携

案内所、休憩所の設置、業務運営等を円滑に行うため、関係機関・団体等との協力を得て実施する。

8 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、案内所および休憩所の設置および運営に関して必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における案内所および休憩所の設置について、この要項を準用する。